共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化

○ 障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目については、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。

(1) 訪問介護(介護保険法施行規則第114条第2項による省略)

介護保険法施行規則	障害者総合支援法施行規則	省略可否
(第 114 条)	(第 34 条の 7)	
訪問介護	居宅介護・重度訪問介護	
一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業	一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業	×
所の一部として使用される事務所を有するときは、当	所の一部として使用される事務所を有するときは、当	
該事務所を含む。)の名称及び所在地	該事務所を含む。)の名称及び所在地	
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにそ	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにそ	×
の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	0
<u>又は条例等</u>	<u>又は条例等</u>	
五 事業所の平面図	五 事業所の平面図	0
五の二 利用者の推定数	-	_
六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生	六 <u>事業所の管理者及びサービス提供責任者</u> (中略) <u>の</u>	0
<u>年月日、住所及び経歴</u>	氏名、生年月日、住所及び経歴	
七 運営規程	七 運営規程	×

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の	八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために	0
概要	講ずる措置の概要	
九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及	×
び勤務形態	び勤務形態	
十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	0
十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費	十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に	×
の請求に関する事項	関する事項	
十二 法第七十条第二項各号(中略)に該当しないこと	十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓	×
を誓約する書面(以下略)	約する書面(以下略)	
十三 役員の氏名、生年月日及び住所	十三 役員の氏名、生年月日及び住所	×
十四 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項	×

(2) 通所介護(介護保険法施行規則第119条第2項による省略・簡素化)

※地域密着型通所介護も同様(介護保険法施行規則第131条の3の2第3項による省略・簡素化)

介護保険法施行規則	児童福祉	去施行規則	障害	者総合支援法施行	規則	省略可否
(第 119 条)	(第18条の27)	(第 18 条の 29)	(第34条の9)	(第 34 条の 14	(第 34 条の 14	
通所介護	児童発達支援	放課後等デイサ	生活介護	第4項)	第5項)	
		ービス		自立訓練(機能	自立訓練(生活	
				訓練)	訓練)	
一 事業所(当該事業	一 事業所(当	一 事業所(当	一 事業所の	一 事業所の	一 事業所の	×
所の所在地以外の場	該事業所の所	該事業所の所	名称及び所	名称及び所	名称及び所	
所に当該申請に係る	在地以外の場	在地以外の場	在地	在地	在地	
事業の一部を行う施	所に当該事業	所に当該事業				

設を有するときは、	所の一部とし	所の一部とし				
当該施設を含む。)の	て使用される	て使用される				
 名称及び所在地	事務所を有す	事務所を有す				
	るときは、当	るときは、当				
	 該事務所を含	該事務所を含				
	む。)の名称及	む。)の名称及				
	び所在地	び所在地				
二 申請者の名称及び	二 申請者の名	二申請者の名	ニー申請者の	ニー申請者の	ニー申請者の	×
主たる事務所の所在	称及び主たる	称及び主たる	名称及び主	名称及び主	名称及び主	
地並びにその代表者	事務所の所在	事務所の所在	たる事務所	たる事務所	たる事務所	
の氏名、生年月日、	地並びにその	地並びにその	の所在地並	の所在地並	の所在地並	
住所及び職名	代表者の氏	代表者の氏	びにその代	びにその代	びにその代	
	名、生年月日、	名、生年月日、	表者の氏名、	表者の氏名、	表者の氏名、	
	住所及び職名	住所及び職名	生年月日、住	生年月日、住	生年月日、住	
			所及び職名	所及び職名	所及び職名	
三 当該申請に係る事	三 当該申請に	三 当該申請に	三 当該申請	三 当該申請	三 当該申請	×
業の開始の予定年月	係る事業の開	係る事業の開	に係る事業	に係る事業	に係る事業	
日	始の予定年月	始の予定年月	の開始の予	の開始の予	の開始の予	
	日	日	定年月日	定年月日	定年月日	
四 申請者の定款、寄	四 申請者の定	四 申請者の定	四 申請者の	四 申請者の	四 申請者の	0
附行為等及びその登	<u>款、寄附行為</u>	<u>款、寄附行為</u>	<u>定款、寄附行</u>	<u>定款、寄附行</u>	<u>定款、寄附行</u>	
記事項証明書又は条	等及びその登	等及びその登	<u>為等及びそ</u>	<u>為等及びそ</u>	為等及びそ	
<u>例等</u>	<u>記事項証明書</u>	<u>記事項証明書</u>	の登記事項	の登記事項	の登記事項	

	又は条例等	又は条例等	証明書又は	証明書又は	証明書又は	
			条例等	条例等	条例等	
五 事業所 (当該事業	五 事業所の平	五 事業所の平	五 事業所の	五 事業所の	五 事業所の	0
所の所在地以外の場	面図(各室の	面図(各室の	<u>平面図(各室</u>	<u>平面図(各室</u>	<u>平面図(各室</u>	
所に当該申請に係る	用途を明示す	用途を明示す	の用途を明	の用途を明	の用途を明	
事業の一部を行う施	<u>るものとす</u>	<u>るものとす</u>	<u>示するもの</u>	<u>示するもの</u>	<u>示するもの</u>	
設を有するときは、	<u>る。)及び設備</u>	<u>る。)及び設備</u>	<u>とする。)及</u>	<u>とする。)及</u>	<u>とする。)及</u>	
当該施設を含む。) <u>の</u>	の概要	の概要	<u>び設備の概</u>	<u>び設備の概</u>	<u>び設備の概</u>	
平面図(各室の用途			<u>要</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	
<u>を明示するものとす</u>						
<u>る。)及び設備の概要</u>						
_	六 利用者の推	六 利用者の推	六 利用者の	六 利用者の	六 利用者の	×
	定数	定数	推定数	推定数	推定数	
六 事業所の管理者の	七 事業所の管	七 事業所の管	七 事業所の	七 事業所の	七 事業所の	0
<u>氏名、生年月日、住</u>	<u>理者</u> 及び児童	<u>理者</u> 及び児童	<u>管理者</u> 及び	<u>管理者</u> 及び	<u>管理者</u> 及び	
<u>所及び経歴</u>	発達支援管理	発達支援管理	サービス管	サービス管	サービス管	
	責任者(中略)	責任者 <u>の氏</u>	理責任者 <u>の</u>	理責任者 <u>の</u>	理責任者 <u>の</u>	
	の氏名、生年	<u>名、生年月日、</u>	<u>氏名、生年月</u>	<u>氏名、生年月</u>	<u>氏名、生年月</u>	
	<u>月日、住所及</u>	<u>住所及び経歴</u>	日、住所及び	日、住所及び	日、住所及び	
	<u>び経歴</u>		経歴	経歴	経歴	
七 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	×
八 利用者からの苦情	九 <u>障害児</u> 又は	九 <u>障害児</u> 又は	九 <u>利用者</u> 又	九 <u>利用者</u> 又	九 <u>利用者</u> 又	0
を処理するために講	その家族 <u>から</u>	その家族 <u>から</u>	はその家族	はその家族	はその家族	

T				
<u>を解決</u> の苦情を解決	<u>からの苦情</u>	<u>からの苦情</u>	<u>からの苦情</u>	
<u> するために講</u>	<u>を解決する</u>	<u>を解決する</u>	<u>を解決する</u>	
置の概 ずる措置の概	<u>ために講ず</u>	<u>ために講ず</u>	<u>ために講ず</u>	
<u>要</u>	<u>る措置の概</u>	<u>る措置の概</u>	る措置の概	
	<u>要</u>	<u>要</u>	<u>要</u>	
申請に 十 当該申請に	十 当該申請	十 当該申請	十 当該申請	×
業に係 係る事業に係	に係る事業	に係る事業	に係る事業	
者の勤 る従業者の勤	に係る従業	に係る従業	に係る従業	
制及び 務の体制及び	者の勤務の	者の勤務の	者の勤務の	
態勤務形態	体制及び勤	体制及び勤	体制及び勤	
	務形態	務形態	務形態	
該申請 十一 当該申請	十一 当該申	十一 当該申	十一 当該申	0
事業に に係る事業に	請に係る事	請に係る事	請に係る事	
産の状 係る資産の状	業に係る資	業に係る資	業に係る資	
<u>況</u>	産の状況	産の状況	産の状況	
-	十二 指定障	十二 指定障	十二 指定障	×
	害福祉サー	害福祉サー	害福祉サー	
	ビス基準第	ビス基準第	ビス基準第	
	九十一条の	九十一条の	九十一条の	
	協力医療機	協力医療機	協力医療機	
	関の名称及	関の名称及	関の名称及	
	び診療科名	び診療科名	び診療科名	
	並びに当該	並びに当該	並びに当該	
	めに講置の概するために講する措置の概要申請に 事業に 産の状十 係る従業制のび事務形態該申請 事業に 係る資産の状十 に係る資産の状	めに講置の概置の概要するために講する措置の概要を解決する ために講ずる措置の概要申請に	めに講習の概するために講習の概要を解決する ために講ずる措置の概要を解決する ために講ずる措置の概要申請に	めに講 置の概 要 するために講 ずる措置の概 要 を解決する ために講ず る措置の概 要 を解決する ために講ず る措置の概 要 を解決する ために講ず る措置の概 要 を解決する ために講ず る措置の概 要 申請に 業に係 者の勤 務の体制及び 動務形態 十 当該申請 に係る事業 おの勤務の 体制及び勤 務形態 十 当該申請 に係る従業 者の勤務の 体制及び勤 務形態 十 当該申 諸に係る資 産の状況 十 当該申 請に係る事 業に係る資 産の状況 十 二 指定障 害福祉サー ビス基準第 九十一条の 協力医療機 関の名称及 十 二 指定障 害福祉サー ビス基準第 九十一条の 協力医療機 関の名称及 十 二 指定障 害福祉サー ビス基準第 九十一条の 協力医療機 関の名称及 カ 十一条の 協力医療機 関の名称及 協力医療機 関の名称及 関の名称及 関の名称及

		協力医療機	協力医療機	協力医療機	
		関との契約	関との契約	関との契約	
		の内容	の内容	の内容	
十二 当該申請	十二 当該申請	十三 当該申	十三 当該申	十三 当該申	×
に係る事業に	に係る事業に	請に係る事	請に係る事	請に係る事	
係る障害児通	係る障害児通	業に係る介	業に係る訓	業に係る訓	
所給付費の請	所給付費の請	護給付費の	練等給付費	練等給付費	
求に関する事	求に関する事	請求に関す	の請求に関	の請求に関	
項	項	る事項	する事項	する事項	
十三 法第二十	十三 誓約書	十四 誓約書	十四 誓約書	十四 誓約書	×
一条の五の十					
五第二項各号					
に該当しない					
ことを誓約す					
る書面(以下					
略)					
十四 役員の氏	十四 役員の氏	十五 役員の	十五 役員の	十五 役員の	×
名、生年月日	名、生年月日	氏名、生年月	氏名、生年月	氏名、生年月	
及び住所	及び住所	日及び住所	日及び住所	日及び住所	
十五 その他指	十五 その他指	十六 その他	十六 その他	十六 その他	×
定に関し必要	定に関し必要	指定に関し	指定に関し	指定に関し	
と認める事項	と認める事項	必要と認め	必要と認め	必要と認め	
		る事項	る事項	る事項	
	に係所求項三一五にこる略四名及五定係る給に 条第該と書) 、び に事害費す 第五項し誓(員年所のし業児のる 二の各な約以 の月 他必に通請事 十十号いす下 氏日 指要	に係る事業に 係る障害児通 所給付費の請求に関する事項 十三 禁約書 中三 禁約書 中三 禁約書 中三 禁約書 中三 禁約書 中三 禁約書 中三 を の 項 し を の 項 し を の で と を の で と を の で と を の で と を の で と 年 所 と で で そ の 他 指 定 に 関 し 必要	関との契約の内容	関との契約 の内容 関との契約 の内容 円本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本	関との契約 の内容 関との契約 の内容 内容 内容 内容 内容 内容 内容 内容

(3) 短期入所生活介護(介護保険法施行規則第121条第3項による省略)

※介護予防短期入所生活介護も同様(介護保険法施行規則第140条の10第3項による省略)

介護保険法施行規則	障害者総合支援法施行規則	省略可否
(第 121 条)	(第 34 条の 11)	
短期入所生活介護	短期入所	
ー 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにそ	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにそ	×
の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	0
又は条例等	又は条例等	
五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第	五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準第百十五	×
百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老	条第一項に規定する併設事業所(次号及び第七号にお	
人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定す	いて「併設事業所」という。)又は同条第二項の規定	
る併設事業所(次号において「併設事業所」という。)	の適用を受ける施設の別をいう。)	
において行う場合にあっては、その旨		
六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を	六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を	0
併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サ	併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福	
ービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本	祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本	
体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四	体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するもの	
第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の	とする。)並びに設備の概要	
平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)		

並びに設備の概要		
七 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第	七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うと	×
百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老	 きは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百	
人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホー	十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行	
ムの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事	うときは当該施設の入所定員	
業所において行うときは当該申請に係る事業の開始		
時の利用者の推定数		
八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	0
九 運営規程	九 運営規程	×
十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の	十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために	0
<u>概要</u>	講ずる措置の概要	
十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制	×
及び勤務形態	及び勤務形態	
十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	0
十三 指定居宅サービス等基準第百三十六条(指定居宅	十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条におい	0
サービス等基準第百四十条の十三において準用する	て準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の	
場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医	
びに当該協力医療機関との契約の内容	<u>療機関との契約の内容</u>	
十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費	十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に	×
の請求に関する事項	関する事項	
十五 誓約書	十五 誓約書	×
十六 役員の氏名、生年月日及び住所	十六 役員の氏名、生年月日及び住所	×
十七 その他指定に関し必要と認める事項	十七 その他指定に関し必要と認める事項	×